



秋の防火週間が始まります

☎ 総務課 消防安全係
☎ 932-1152(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線321)

糟屋地区の消防団による秋の防火週間が始まります。また、防火週間前の11月5日(日)は、須恵町消防団による模擬火災訓練が行われます。朝10時ごろに消防車のサイレンがなりますが、火災ではありませんのでお知らせします。

また、このサイレンは、実際の火災時と同じ音を鳴らし、緊急時にきちんとサイレンが鳴るかを点検するとともに、防火意識を高める目的もあります。町民皆さんの安全を守るためのサイレンですので、ご理解をお願いします。

▶ 期間 11月9日(木)～15日(水)



下水道の維持管理にご協力をお願いします

☎ 上下水道課 下水道係
☎ 932-1445(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線266)

下水とは、台所や風呂場、水洗トイレなどから排出される水のことです。下水がきちんと流れるよう、以下のことにご協力ください。



① 台所のごみは流さない。
野菜くず、食事の食べ残し、廃棄する食用油は流しから流さないようにしましょう。



② 水洗トイレには、水に溶けないものを流さない。
水洗トイレには新聞紙、ビニールくずなどを流さないようにしましょう。下水管が詰まる原因となることがあります。



③ 油や薬品を流さない。
シンナーなどの揮発性の高い危険物や廃棄する酸・アルカリなどの薬品を流さないようにしましょう。



④ 汚水管に雨水を流さない。
分流式の下水道では、汚水と雨水は別々に排水管に流すことになっています。下水道を使用する前に排水先のチェックをお願いします。



町税の納付忘れにご注意ください

☎ 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線139)

10月31日(火)に納付期限をむかえる町税があります。町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落とししますので、預金残高にご注意をお願いします。

- ▶ 対象の税目
- 町県民税 3期
- 国民健康保険税 5期



ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

☎ 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)

税務課では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策を一緒に考えてみませんか?

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ 相談日

令和5年		令和6年
11月15日(水)	12月20日(水)	1月17日(水)

- ▶ 会場 須恵町役場 1階 会議室B
- ▶ 時間 9時～19時(お一人1回につき1時間)
- ▶ ご用意いただくもの
 - 収入がわかるもの(給与明細や確定申告書の写しなど)
 - 支出がわかるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ 予約方法
事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)



統計の登録調査員になりませんか?

須恵町では、各種統計調査にご協力いただける登録調査員を募集しています。統計調査といえば、国勢調査がよく知られていますが、その他にも毎年何らかの統計調査が実施されています。各種統計は、社会の姿を正確に表し、暮らしをよくするための重要な基礎データとして利用されています。

▶ 登録調査員とは?
各種統計調査に従事する調査員の候補者として、あらかじめ町に登録している人です。登録調査員は、統計調査の実施ごとに、国や県から任命される非常勤の公務員です。

▶ 調査員のしごと
調査ごとに違いがありますが、主な内容は次のとおりです。

- 調査員説明会への出席
- 担当調査区の範囲と調査対象の確認
- 調査票の配布と記入依頼(記入の仕方の説明)
- 記入された調査票の回収
- 集めた調査票の検査・整理
- 調査票など調査関係書類の提出

▶ 調査員の報酬
調査完了後に支払われます。報酬額は、調査の内容や受け持ち件数などによって異なります。

- ▶ 登録調査員の資格要件
次のすべての要件に該当する人です。
 - ① 責任をもって調査事務を遂行できる人
 - ② 秘密の保護を順守できる人
 - ③ 税務、警察および選挙に直接関係のない人
 - ④ 暴力団員でない人および暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有していない人
 - ⑤ 須恵町に住所を有する20歳～69歳の人

▶ 登録方法
登録調査員登録申請書に記入の上、身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)と一緒にまちづくり課へ提出してください。(登録調査員登録申請書は、まちづくり課に備え付けの他、須恵町ホームページよりダウンロードできます。)

ぜひ、あなたの力を統計調査にお貸しください!

ダウンロードはこちら



申・問 まちづくり課 まちづくり係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線342)